

泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト

技術的能力 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等

泊発電所3号炉審査資料	
資料番号	資料3-7
提出年月日	令和5年6月23日

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
1	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT102 r.7.0)	1.2-9, 11, 16, 21, 64~67, 78, 107~110	「非常用直流電源設備」の設備名称及び設備の位置付けを見直し（下線部参照） (旧) 設備名称： 非常用 直流電源設備 設備の位置付け： 重大事故等対処設備 （ <u>設計基準拡張</u> ） (新) 設備名称： <u>所内常設蓄電式</u> 直流電源設備 設備の位置付け： <u>重大事故等対処設備</u> なお、自主対策の対応手段については、設備名称のみを見直しの対象とする。	第1149回審査会合（R5.5.25）資料1-5-8 「泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等（SAT102 r.6.0）」に反映済
2	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT102-9 r.6.0)	1.2-8, 10, 13, 17, 18, 61~64, 77, 113~116	同上	
3	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT102 r.7.0)	1.2-17	SG直接給水用高圧ポンプを自主対策設備として整理する理由を下記の通り修正した。 (旧) 蒸気発生器への注水開始までに約60分の時間を要し、蒸気発生器ドライアウトまでには間に合わないが、補助給水ポンプの代替手段として有効である。 (新) 系統構成に時間を要し、蒸気発生器への注水開始までの所要時間が約60分となるため、蒸気発生器がドライアウトするまでに確実な注水を確保することは困難であるが、補助給水ポンプの代替手段として長期的な事故収束のための蒸気発生器への注水手段として有効である。	第1149回審査会合（R5.5.25）資料1-5-8 「泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等（SAT102 r.6.0）」に反映済
4	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT102-9 r.6.0)	1.2-14	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
5	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT102 r.7.0)	1.2-37, 40, 44, 91, 94, 97, 109, 122, 125, 128	以下の内容は、No. 44, 48, 50にて更なる見直しを実施 作業内容の見直しに伴い、以下の手順の作業時間を最新化(下線部参照) 【海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車による蒸気発生器への注水】 ・操作の成立性、タイムチャート、添付資料1.2.1-(5) (旧) 320分 (新) 330分 ・添付資料1.2.7-(1) (旧) 想定290分(訓練実績210分) (新) 想定330分(訓練実績235分) 【代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車による蒸気発生器への注水】 ・操作の成立性、タイムチャート、添付資料1.2.1-(5) (旧) 230分 (新) 280分 ・添付資料1.2.8-(1) (旧) 想定200分(訓練実績150分) (新) 想定280分(訓練実績200分) 【原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による蒸気発生器への注水】 ・操作の成立性、タイムチャート、添付資料1.2.1-(5) (旧) 295分 (新) 305分 ・添付資料1.2.9-(1) (旧) 想定265分(訓練実績190分) (新) 想定305分(訓練実績220分)	第1149回審査会合 (R5.5.25) 資料1-5-8 「泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT102 r.6.0)」に反映済
6	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT102 r.7.0)	1.2-27	「1次冷却系のフィードアンドブリードによる発電用原子炉の冷却」の「操作手順」の記載表現を適正化(下線部参照) (旧) ④運転員(中央制御室)Aは・・・再循環運転に切替える。 (新) ④運転員(中央制御室)Aは・・・再循環運転に切り替える。	第1149回審査会合 (R5.5.25) 資料5-8 「泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT102 r.6.0)」に反映済
7	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT102-9 r.6.0)	とりまとめた資料-3 1.2-25	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
8	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT102 r.7.0)	1.2-46	「重大事故等時の対応手段の選択」の記載表現を適正化（下線部参照） (旧)・・・水源の切替による注水の中断が発生しない・・・ (新)・・・水源の切替 <u>え</u> による注水の中断が発生しない・・・	第1149回審査会合 (R5.5.25) 資料1-5-8 「泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT102 r.6.0)」に反映済
9	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT102-9 r.6.0)	1.2-37	同上	
10	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT102 r.7.0)	1.2-55	「可搬型大型送水ポンプ車を用いたA-制御用空気圧縮機による主蒸気逃がし弁の機能回復」のうち、「操作の成立性」の対応要員の誤記訂正（下線部参照） (旧) ・・・A-制御用空気圧縮機の補機冷却水（海水）通水操作は、運転員（中央制御室）1名、運転員（現場）2名及び災害対策要員 <u>3</u> 名にて・・・ (新) ・・・A-制御用空気圧縮機の補機冷却水（海水）通水操作は、運転員（中央制御室）1名、運転員（現場）2名及び災害対策要員 <u>6</u> 名にて・・・	第1149回審査会合 (R5.5.25) 資料1-5-8 「泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT102 r.6.0)」に反映済
11	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT102-9 r.6.0)	1.2-48	同上	
12	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT102 r.7.0)	1.2-55, 75	「操作手順」の記載表現を適正化（下線部参照） (旧)・・・制御用空気系統を回復する手順については・・・ (新)・・・制御用空気系を回復する手順については・・・	第1149回審査会合 (R5.5.25) 資料1-5-8 「泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT102 r.6.0)」に反映済
13	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT102-9 r.6.0)	1.2-48, 74	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
14	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT102 r.7.0)	1.2-58～60	「操作の成立性」の記載表現を適正化（下線部参照） (旧) 上記の操作は、運転員（中央制御室）1名、 <u>運転員（現場）1名</u> にて・・・ (新) 上記の操作は、運転員（中央制御室）1名 <u>及び</u> 運転員（現場）1名にて・・・	第1149回審査会合（R5.5.25）資料1-5-8 「泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT102 r.6.0)」に反映済
15	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT102-9 r.6.0)	とりまとめた資料-7 1.2-51, 52	同上	
16	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT102 r.7.0)	1.2-59, 76	「操作手順」の記載を最新化（下線部参照） (旧)・・・1.4.2.1(1)b.(b)「代替格納容器スプレイポンプによる <u>代替炉心注水</u> 」の操作手順と同様である。 (新)・・・1.4.2.1(1)b.(b)「代替格納容器スプレイポンプによる <u>原子炉容器への注水</u> 」の操作手順と同様である。	第1149回審査会合（R5.5.25）資料1-5-8 「泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT102 r.6.0)」に反映済
17	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT102-9 r.6.0)	1.2-51, 75	同上	
18	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT102 r.7.0)	1.2-60, 76	「操作手順」の誤記訂正（下線部参照） (旧)・・・1.2.2.1(2)b.(b)⑦・・・の操作手順と同様である。 (新)・・・1.2.2.1(2)b.(b)⑧・・・の操作手順と同様である。	第1149回審査会合（R5.5.25）資料1-5-8 「泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT102 r.6.0)」に反映済
19	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT102-9 r.6.0)	1.2-52, 75	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
20	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT102 r.7.0)	1.2-66	以下の内容は、No. 42にて更なる見直しを実施 第1.2.1表 (3/4) の誤記訂正 (下線部参照)― ―(旧) 手順書 ―(新) 手順の分類	第1149回審査会合 (R5. 5. 25) 資料1-5-8 「泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT102 r. 6. 0) 」に反映済
21	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT102 r.7.0)	1.2-76	第1.2.2表 (9/10) の脱字訂正 (下線部参照) (旧) . . .のうち、1.15.2「重大事故時の手順等」にて. . . (新) . . .のうち、1.15.2「重大事故等時の手順等」にて. . .	第1149回審査会合 (R5. 5. 25) 資料1-5-8 「泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT102 r. 6. 0) 」に反映済
22	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT102-9 r. 6. 0)	1.2-75	同上	
23	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT102 r.7.0)	1.2-98	第1.2.16図の誤記訂正 ・ 概要図内の⑦削除 ・ 概要図内に2箇所あった④を「④ ^{#1} 」と「④ ^{#2} 」へ修正	第1149回審査会合 (R5. 5. 25) 資料1-5-8 「泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT102 r. 6. 0) 」に反映済
24	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT102-9 r. 6. 0)	1.2-97	同上	
25	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT102 r.7.0)	1.2-103	第1.2.20図のうち、可搬型大型送水ポンプ車の水源選択に関する記載を適正化 (アクセスルートの復旧に関する事項を削除) ・ 「(想定時間内にアクセス可能か)」をフローから削除 ・ 「海水取水箇所へのアクセスに時間を要しないか」に対する注記を削除	第1149回審査会合 (R5. 5. 25) 資料1-5-8 「泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT102 r. 6. 0) 」に反映済

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
26	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT102-9 r. 6. 0)	1. 2-109	同上	
27	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT102 r. 7. 0)	1. 2-108～110	添付資料1. 2. 1の備考欄の記載を適正化 (下線部参照) (旧) 自主対策設備とする理由は本文参照 (新) 自主対策とする理由は本文参照	第1149回審査会合 (R5. 5. 25) 資料1-5-8 「泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT102 r. 6. 0)」に反映済
28	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT102-9 r. 6. 0)	1. 2-114～116	同上	
29	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT102 r. 7. 0)	1. 2-112, 113	添付資料1. 2. 2 (電源構成図) について、各電源設備の主要設備を明確にするための補足を追記。 また、第1図の交流電源からの給電対象設備として「SG直接給水用高圧ポンプ」を追加。	第1149回審査会合 (R5. 5. 25) 資料1-5-8 「泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT102 r. 6. 0)」に反映済
30	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT102-9 r. 6. 0)	1. 2-118, 119	同上	
31	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT102 r. 7. 0)	—	以下の資料は、No. 72の修正により削除 添付資料1. 2. 9-(3)「原水槽への補給」の作業時間を最新化 (下線部参照) —(旧) 想定 80分, 訓練実績等 60分 —(新) 想定180分, 訓練実績等135分	第1149回審査会合 (R5. 5. 25) 資料1-5-8 「泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT102 r. 6. 0)」に反映済

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
32	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT102 r.7.0)	1.2-136, 137	添付資料1.2.12の記載を適正化 ・各審査項目の手順名を最新化 ・技能1.13の同一手順を1つに集約(脱気器タンクを水源とした対応手順)	第1149回審査会合(R5.5.25)資料1-5-8 「泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT102 r.6.0)」に反映済
33	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT102-9 r.6.0)	1.2-145, 146	同上	
34	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT102 r.7.0)	1.2-138	添付資料1.2.13の記載を適正化 ・各審査項目の手順名を最新化 ・技能1.16の「中央制御室の照明を確保する手順」は、表の整理対象外のため削除(大飯と同様)	第1149回審査会合(R5.5.25)資料1-5-8 「泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT102 r.6.0)」に反映済
35	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT102-9 r.6.0)	1.2-147	同上	
36	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT102 r.7.0)	1.2-11, 16, 65, 108	「1次冷却系のフィードアンドブリード」で使用する設備として「非常用取水設備」を追加	
37	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT102-9 r.6.0)	1.2-10, 13, 62, 114	同上	
38	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT102 r.7.0)	1.2-14, 15, 66, 109	「可搬型大型送水ポンプ車による蒸気発生器への注水」で使用する設備として「非常用交流電源設備」を追加	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
39	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT102-9 r. 6. 0)	1. 2-11, 12, 63, 115	同上	
40	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT102 r. 7. 0)	1. 2-16, 66, 109, 113	「タービンバイパス弁による蒸気放出」で使用する設備として「常用電源設備」を追加	
41	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT102-9 r. 6. 0)	1. 2-13, 63, 115, 119	同上	
42	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT102 r. 7. 0)	1. 2-25, 64～67	本文1.2.1(2)d. 「手順等」及び第1.2.1表「機能喪失を想定する設計基準事故対処設備と整備する手順」に記載する手順書の名称について、以下のとおり記載表現を統一 ・本文1.2.1(2)d. 「手順等」に記載する手順名称は、大飯3/4号炉と同様に表1.2.1表の「整備する手順書」から代表的な手順書名称を1つ記載し、その他該当する手順は「等」で整理する記載表現とした。 ・表1.2.1表のヘッダーを「手順の分類」から「手順書の分類」へ修正。 ・表1.2.1表の「整備する手順書」の手順書名称について「・・・手順」と「・・・手順書」が混在していたため、すべて「・・・手順書」に統一 ・表1.2.1表の「整備する手順書」の「等」の記載を適正化（当該手段が複数の手順書に該当する場合は「手順書の分類」から代表的な手順書名称を1つ記載し、その他該当する手順は「等」を記載している。なお、「等」に該当する手順については、技能1.0まとめ資料のうち、添付資料1.0.14_表2「技術的能力対応手段と運転手順等比較表」にて整理している）	
43	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT102-9 r. 6. 0)	とりまとめた資料-4 1. 2-23, 61～64	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
44	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT102 r.7.0)	1.2-37, 91, 109, 122	「海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車による蒸気発生器への注水」の要員数及び作業時間を変更（下線部参照） 【操作の成立性】 (旧) 運転員（中央制御室）1名、運転員（現場）1名及び災害対策要員3名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してから蒸気発生器への注水開始まで330分以内で可能である。 (新) 運転員（中央制御室）1名、運転員（現場）1名及び災害対策要員6名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してから蒸気発生器への注水開始まで230分以内で可能である。 【タイムチャート】 (旧) 要員数：災害対策要員3名、想定時間：330分 (新) 要員数：災害対策要員6名、想定時間：230分 【添付資料1.2.1-(5)】 (旧) 要員数：合計5名、想定時間：330分 (新) 要員数：合計8名、想定時間：230分 【添付資料1.2.7-(1)】 (旧) 要員数：3名、想定時間：330分（訓練実績：235分） (新) 要員数：6名、想定時間：230分（訓練実績：190分）	
45	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT102-9 r.6.0)	1.2-31, 92, 115, 130	同上	
46	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT102 r.7.0)	1.2-38	「代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車による蒸気発生器への注水」のうち「手順着手の判断基準」の記載を適正化（下線部参照） (旧)・・・海水取水箇所へのアクセスに時間を要すると判断し・・・ (新)・・・海水取水箇所へのアクセスに時間を要する又は原水槽が使用できないと判断し・・・	
47	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT102-9 r.6.0)	1.2-32	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
48	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT102 r.7.0)	1.2-40, 94, 109, 125	「代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車による蒸気発生器への注水」の要員数及び作業時間を変更（下線部参照） 【操作の成立性】 (旧) 運転員（中央制御室）1名、運転員（現場）1名及び災害対策要員3名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してから蒸気発生器への注水開始まで280分以内で可能である。 (新) 運転員（中央制御室）1名、運転員（現場）1名及び災害対策要員6名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してから蒸気発生器への注水開始まで180分以内で可能である。 【タイムチャート】 (旧) 要員数：災害対策要員3名、想定時間：280分 (新) 要員数：災害対策要員6名、想定時間：180分 【添付資料1.2.1-(5)】 (旧) 要員数：合計5名、想定時間：280分 (新) 要員数：合計8名、想定時間：180分 【添付資料1.2.8-(1)】 (旧) 要員数：3名、想定時間：280分（訓練実績：200分） (新) 要員数：6名、想定時間：180分（訓練実績：155分）	
49	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT102-9 r.6.0)	1.2-34, 94, 115, 134	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
50	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT102 r.7.0)	1.2-44, 97, 109, 128	「原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による蒸気発生器への注水」の要員数及び作業時間を変更（下線部参照） 【操作の成立性】 (旧) 運転員（中央制御室）1名、運転員（現場）1名及び災害対策要員3名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してから蒸気発生器への注水開始まで305分以内で可能である。 (新) 運転員（中央制御室）1名、運転員（現場）1名及び災害対策要員6名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してから蒸気発生器への注水開始まで205分以内で可能である。 【タイムチャート】 (旧) 要員数：災害対策要員3名、想定時間：305分 (新) 要員数：災害対策要員6名、想定時間：205分 【添付資料1.2.1-(5)】 (旧) 要員数：合計5名、想定時間：305分 (新) 要員数：合計8名、想定時間：205分 【添付資料1.2.9-(1)】 (旧) 要員数：3名、想定時間：305分（訓練実績：220分） (新) 要員数：6名、想定時間：205分（訓練実績：175分）	
51	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT102-9 r.6.0)	1.2-36, 96, 115, 137	同上	
52	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT102 r.7.0)	1.2-46, 48, 56, 60, 62, 98～104	図表の掲載順序及び図表番号の適正化 「重大事故等時の対応手段選択フローチャート」を図表掲載箇所の最後へ移動し、当該図の番号を以下のとおり適正化した。（下線部参照） (旧) ・第1.2.16図 重大事故等時の対応手段選択フローチャート (1/3) ・第1.2.17図 重大事故等時の対応手段選択フローチャート (2/3) ・第1.2.18図 重大事故等時の対応手段選択フローチャート (3/3) (新) ・第1.2.20図 重大事故等時の対応手段選択フローチャート (1/3) ・第1.2.20図 重大事故等時の対応手段選択フローチャート (2/3) ・第1.2.20図 重大事故等時の対応手段選択フローチャート (3/3) 上記修正に伴い、関連する図表番号も修正した。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
53	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT102-9 r.6.0)	1.2-37, 40, 49, 57, 58, 97, 99, 105, 106, 108, 109, 110	同上	
54	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT102 r.7.0)	1.2-66, 67	第1.2.1表の脱字訂正 【第1.2.1表 (3/4)】 ・表名称として「フロントライン系故障時」を追記 【第1.2.1表 (4/4)】 ・「主蒸気逃がし弁」へ「*2」を追記	
55	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT102-9 r.6.0)	1.2-63, 64	同上	
56	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT102 r.7.0)	1.2-78	第1.2.3表の誤記訂正 (下線部参照) (旧) 供給元 (新) 給電元	
57	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT102 r.7.0)	1.2-77	同上	
58	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT102 r.7.0)	1.2-79	第1.2.1図 (機能喪失原因対策分析) の記載を適正化 (下線部参照) 誤記訂正 (旧) 遮断機 (新) 遮断器 凡例の記載を適正化 (女川審査実績の反映) (旧) ・フロントライン系の代替設備・手段による対応 ・サポート系の回復操作による対応 (新) ・フロントライン系の対応 ・サポート系の対応	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
59	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT102-9 r. 6. 0)	1. 2-78	同上	
60	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT102 r. 7. 0)	1. 2-101, 119, 120, 122～ 130, 134, 135, 141, 142	「原子炉建屋」の建屋名称について、操作エリアを特定した記載とする箇所は「周辺補機棟」へ修正を実施。	
61	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT102-9 r. 6. 0)	1. 2-106, 127, 128, 130, 132～ 139, 143, 144, 149	同上	
62	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT102 r. 7. 0)	1. 2-102, 104	第1.2.20図「重大事故等時の対応手段選択フローチャート」の記載を適正化（下線部参照） 【第1.2.20図（1/3）】 ・「開（閉）」を「開操作（閉操作）」へ修正 ・「低温配管再循環運転への切替」を「高圧再循環運転への切替え」へ修正 ・「1.5 最終ヒートシンクに」を「1.5 最終ヒートシンクへ」へ修正 ・「2次冷却系からの除熱機能が」を「蒸気発生器2次側による発電用原子炉の冷却機能が」へ修正 【第1.2.20図（3/3）】 ・「可搬型大型送水ポンプ車準備」の「※1」の配置位置を適正化 ・「SG直接給水用高圧ポンプ運転可能か」を「SG直接給水用高圧ポンプが運転可能か」へ修正 ・「2次系強制冷却」を「2次冷却系からの除熱」へ修正 ・「主蒸気逃がし弁開放」を「主蒸気逃がし弁開操作」へ修正 ・「主蒸気逃がし弁手動開放」を「主蒸気逃がし弁現場手動開操作」へ修正 ・「1次冷却系圧力（温度）を約0.7MPa（約170℃）維持」の枠を「操作・確認」から「プラント状態」へ修正	
63	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT102-9 r. 6. 0)	1. 2-108, 110	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
64	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT102 r.7.0)	1.2-107, 108, 110	添付資料1.2.1「審査基準，基準規則と対処設備との対応表」について，既設・新設の区分を適正化	
65	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT102-9 r.6.0)	1.2-113, 114, 116	同上	
66	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT102 r.7.0)	1.2-112, 113	添付資料1.2.2「対応手段として選定した設備の電源構成図」の記載を適正化 【添付資料1.2.2-(1)】 ・給電対象に「2次冷却設備（補助給水設備）弁」を追加 ・給電対象に「2次冷却設備（給水設備）弁」を追加 ・給電対象に「化学体積制御設備 弁」を追加 【添付資料1.2.2-(2)】 ・「2次冷却設備（補助給水設備）弁」の脱字訂正 ・給電対象に「2次冷却設備（主蒸気設備）弁」を追加	
67	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT102-9 r.6.0)	1.2-118, 119	同上	
68	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT102 r.7.0)	1.2-114	添付資料1.2.3「自主対策設備仕様」の記載を適正化（他の審査項目の資料と記載の横並び） ・容量の「/基」，「〇台当たり」等の削除 ・原水槽の耐震性を「-」から「Cクラス」へ修正 ・単位の記載を「m ³ /min[normal]」から「Nm ³ /min」へ修正 ・数値の記載を「約2000m ³ 」から「約2,000m ³ 」へ修正	
69	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT102-9 r.6.0)	1.2-121	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
70	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT102 r.7.0)	1.2-122～130	「可搬型大型送水ポンプ車による蒸気発生器への注水」の作業の成立性を整理した添付資料の脱字・誤字訂正 【添付資料1.2.7-(1), 1.2.8-(1), 1.2.9-(1)】 ・「2. 作業場所」へ「T.P.33.1m」を追記 ・画像のうち「可搬型ホース敷設 (屋外T.P.33.1m)」へ「作業風景は類似作業」を追記 ・画像のうち「可搬型ホース敷設 (周辺補機棟T.P.28.9m)」を「可搬型ホース敷設 (周辺補機棟T.P.33.1m)」へ修正 【添付資料1.2.7-(2), 1.2.8-(2), 1.2.9-(2)】 ・「2. 操作場所」から「T.P.28.9m」を削除	
71	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT102-9 r.6.0)	1.2-130, 132～139	同上	
72	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT102 r.7.0)	—	添付資料1.2.9-(3)「原水槽への補給」の資料を削除 (他の審査項目の資料構成と横並び) 「原水槽への補給」の作業の成立性を整理した資料は、技術的能力1.13にて整理するため、本審査項目から削除	
73	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT102-9 r.6.0)	—	同上	
74	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT102 r.7.0)	1.2-141, 142	添付資料1.2.14のうち「3. 弁番号及び弁名称一覧」の記載を適正化 ・表の整理番号を追記 ・操作場所のエレベーション表記を他の資料と統一 ・「SG直接給水用高圧ポンプ入口バント弁」を削除	
75	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT102-9 r.6.0)	1.2-149	同上	
76	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT102-9 r.6.0)	1.2-17	燃料補給設備である「燃料タンク(SA)」の追設に伴い、燃料補給設備に関する相違理由欄の記載を適正化	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
77	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT102-9 r.6.0)	全般	修正に伴う比較表の参照ページ番号の適正化	
以上、5/31一括提出時の適正化内容を示す。以降は、一括提出後の適正化内容を示す。				
79	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT102 r.8.0)	1.2-68, 76	監視計器一覧 (第1.2.2表) の記載を適正化 「重大事故等の対応に必要な監視項目」のうち、以下の監視項目の名称を技術的能力1.15と統一 (下線部参照) (旧) 原子炉圧力容器内への注水量 (新) 原子炉圧力容器への注水量	
80	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT102-9 r.7.0)	1.2-68, 75	同上	
81	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT102 r.8.0)	1.2-68, 69, 71~73, 76	監視計器一覧 (第1.2.2表) の記載を適正化 以下の監視計器の名称を技術的能力1.15と統一 (下線部参照) (旧) ・手動ECCS作動 ・泊幹線 1 L, 2 L 電圧 ・後志幹線 1 L, 2 L 電圧 (新) ・ECCS作動 ・泊幹線 1 L 電圧, 2 L 電圧 ・後志幹線 1 L 電圧, 2 L 電圧	
82	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT102-9 r.7.0)	1.2-68, 69, 71~73, 75	同上	
83	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT102 r.8.0)	1.2-87	概要図 (第1.2.8図) の誤記訂正 (下線部参照) 【「操作手順④ ^{#5} 」の「状態の変化」】 (旧) 全閉→全開 (新) 調整開確認	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
84	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT102-9 r.7.0)	1.2-89	同上	
85	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT102 r.8.0)	1.2-89, 90, 92, 93, 95, 96	概要図の誤記訂正（下線部参照） 【第1.2.10図の「操作手順」番号】 (旧) ・ <u>③</u> ・ <u>⑧</u> #10 ・ <u>⑧</u> #11 (新) ・ <u>③</u> #1 ・ <u>③</u> #2 ・ <u>③</u> #3 【第1.2.12図及び第1.2.14図の「操作手順」番号】 (旧) ・ <u>③</u> ・ <u>⑦</u> #10 ・ <u>⑦</u> #11 (新) ・ <u>③</u> #1 ・ <u>③</u> #2 ・ <u>③</u> #3	
86	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT102-9 r.7.0)	1.2-91, 93, 95	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
87	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT102 r.8.0)	1.2-122, 125, 128, 134, 135, 142	屋内作業のエレベーション表記を見直し (下線部参照) 「技術的能力1.0_添付資料1.0.2_別紙30」の名称と統一 【添付資料1.2.7-(1), 1.2.8-(1), 1.2.9-(1) 「2.作業場所」】 (旧) 周辺補機棟T.P.28.9m (新) 周辺補機棟T.P.29.3m 【添付資料1.2.11 「2.作業場所」及び画像タイトル】 (旧) 周辺補機棟T.P.14.3m (新) 周辺補機棟T.P.10.3m (中間床) 【添付資料1.2.14 「3.弁番号及び弁名称一覧(2/2)」】 (旧) 周辺補機棟T.P.14.3m (新) 周辺補機棟T.P.10.3m (中間床) (旧) 3V-FW-926操作場所_周辺補機棟T.P.33.1m (新) 3V-FW-926操作場所_周辺補機棟T.P.29.3m	
88	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT102-9 r.7.0)	1.2-130, 134, 137, 143, 144, 149	同上	
89	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT102 r.8.0)	1.2-122, 123, 125, 126, 128, 129	屋外作業のエレベーション表記を見直し (下線部参照) 【添付資料1.2.7-(1) 「2.作業場所」】 (旧) 屋外T.P.10.3m, T.P.33.1m (新) 屋外_(海水取水箇所周辺及び原子炉建屋周辺) 【添付資料1.2.8-(1) 「2.作業場所」】 (旧) 屋外T.P.10.3m, T.P.33.1m (新) 屋外_(代替給水ピット周辺及び原子炉建屋周辺) 【添付資料1.2.9-(1) 「2.作業場所」】 (旧) 屋外T.P.10.3m, T.P.33.1m (新) 屋外_(原水槽周辺及び原子炉建屋周辺) 【添付資料1.2.7-(1), 1.2.8-(1), 1.2.9-(1) 画像タイトル】 (旧) 屋外T.P.〇m (新) 屋外 「2.作業場所」の記載は女川2号炉, 画像タイトルの記載は大飯と同様。	
90	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT102-9 r.7.0)	1.2-130, 132, 134, 135, 137, 138	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
91	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT102 r.8.0)	1.2-122, 125, 128	添付資料の記載表現を適正化 (下線部参照) 【添付資料1.2.7-(1), 添付資料1.2.8-(1), 添付資料1.2.9-(1)】 (旧) 操作時間 (新) 作業時間	
92	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT102-9 r.7.0)	1.2-130, 134, 137	同上	
93	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT102 r.8.0)	1.2-122, 125, 128	可搬型ホース接続口の名称を適正化 (下線部参照) 「技術的能力1.0_添付資料1.0.2_別紙3」の名称と統一 【添付資料1.2.7-(1), 1.2.8-(1), 1.2.9-(1)】 (旧) T.P.31m可搬型大型送水ポンプ車代替給水ライン接続口 (新) 可搬型大型送水ポンプ車代替給水ライン接続口	
94	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT102-9 r.7.0)	1.2-132, 135, 138	同上	
95	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT102 r.8.0)	1.2-131, 133	添付資料1.2.10の記載表現を適正化 (下線部参照) (旧) ・1次系 ・2次系 (新) ・1次冷却系 ・2次冷却系	
96	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT102-9 r.7.0)	1.2-140, 142	同上	
97	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT102-9 r.7.0)	1.2-130, 143	大飯3/4号炉欄の誤記訂正, 脱字訂正	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
98	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT102-9 r. 7. 0)	1. 2-28, 100	女川2号炉欄の誤記訂正, 脱字訂正	